

④ 財 務 省

法人名	独立行政法人酒類総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平松 順一)
目的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。2 酒類の品質に関する評価を行うこと。3 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。4 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	酒類総合研究所分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.nrib.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 短期借入金については、なし又は計画額以内の借入の場合に「○」と評価。 3. 重要財産の処分については、未実施の場合に「○」と評価。 4. 剰余金の使途については、実績なし又は中期計画に沿った使用の場合に「○」と評価。 5. 施設・設備の整備については、未実施の場合に「A」又は「○」と評価。 6. 「※」については、中期目標期間のみの評価項目。 7. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入。 8. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	B	A	A	
(1)業務運営	A	A	A×2	A×1 C×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2)職場環境の整備、職員の資質の向上			A	A	A	A	
(3)施設・機器等の効率的使用及び業務・システムの最適化	B	B	A	A	A	B	
(4)物件費の経費節減	A	A					
(5)事務の効率的処理	A	A					
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)酒類の高度な分析及び鑑定	A	A	A	A	A	A	
(2)酒類の品質評価	A	A	A	A	A	B	
(3)酒類及び酒類業に関する研究及び調査	A ⁺ ×3 A×12 B×2	A ⁺ ×2 A×14 B×1	A ⁺ ×1 A×12 B×1	A ⁺ ×2 A×11 B×1	A ⁺ ×2 A×10 B×2	A ⁺ ×1 A×9 B×1	
(4)研究・調査の成果の公表及び活性化	A ⁺ ×1 A×2	A ⁺ ×1 A×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	
(5)成果の普及	B	A	A×2	A×2	A×2	A×2	
(6)酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	A	A	A	A	A	A	
(7)酒類及び酒類業に関する講習等	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(8)その他の附帯業務	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A		A	A	A	A	
財務内容の改善※		A					
(1)運営費交付金・自己収入※		A					
(2)借入金の抑制※		○					
4. 短期借入金	○		○	○	○	○	
5. 重要な財産の処分(譲渡等)	○		○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	○		○	○	○	○	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)情報の公開と保護			A	A	A	A	
(3)施設・設備の整備	○						

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21事業年度の業務の実績は、平成21年3月31日付で変更した第2期中期計画に照らして、順調である。
- 研究業務については、特に、麹菌や酵母におけるポストゲノム手法による醸造特性の解明や飲酒の生理機能に関する研究は、顕著な成果を積み重ねており、高く評価できる。
- 研究以外の業務については、酒税や酒類産業の育成に関わる行政への協力でも良好な成果を上げている。今後は、研究以外の多種多様な業務内容について、民間の団体や企業との業務のすみ分けに注力しつつ、更なる点検整理を行い、分析業務の民間開放推進、民間への業務委託、鑑評会・講習会等の共催化などを促進することが望まれる。
- 予算、収支計画等については、中期計画に沿って、業務運営の効率化が図られ、予算削減への対応、自己収入等の増加、理事長裁量配賦予算の更なる確保に努めるなど適切である。
- 今後とも、業務の効率的、効果的運営に努めるとともに、大学、各種研究機関、民間企業、業界団体との連携を強化しつつ研究活動を活性化させ、研究レベルの維持・発展を図り、酒類や醸造微生物研究における特色ある研究拠点としての発展を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 基盤研究を10課題から7課題に重点化して実施。 理事長裁量予算(59百万円) 公的研究費の具体的な不正防止に対応するため「不正防止計画」を策定し、相談・通報窓口を設置。 「コンプライアンス推進規程」の制定。など 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長裁量予算枠の拡大、コンプライアンス推進規程の整備等、効率的・効果的業務運営に向けた体制整備に努め、成果を着実に上げていると評価できる。
酒類の高度な分析及び鑑定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁の依頼により、次の分析等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➢カルバミン酸エチルの分析(136点) ➢炭素安定同位体比の分析(26点) ➢酒質保全効果についての検討 ➢酒類等に含まれる酵母及び酵母DNAの検出 民間等からの受託分析:106件 浮ひよの校正:521点(うち国税庁451点)など 	<ul style="list-style-type: none"> 特に炭素安定同位体比分析による酒類原材料の判別や酒類等に含まれる酵母及び酵母DNAの検出などは、酒類総研が行うべき高度な分析業務として適切である。また、国税庁の依頼による清酒のカルバミン酸エチルの分析、民間等からの受託分析、浮ひよの計器校正等を適切に実施している。更に、民間への委託分析や民間分析機関の紹介なども適切に行われ、分析業務の効率化、民間開放の促進等の目標達成に向けて努めており、評価できる。
酒類の品質評価	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 全国新酒、本格焼酎及び果実酒・リキュールの各鑑評会を開催。 全国新酒鑑評会は19年度から日本酒造組合中央会との共催により実施。本格焼酎鑑評会についても21年度から中央会との共催により実施。 共催により実施している鑑評会については、収支相償の考え方を基本に実施するため、中央会に応分の負担を依頼するとともに、本格焼酎鑑評会の手数料水準を見直して実施。など 	<ul style="list-style-type: none"> 鑑評会の共催化及び鑑評会の実施に伴う収支相償については、日本酒造組合中央会との共催化も進展し、手数料水準を見直すなど目標の達成に向けて努力している。一方で、共催化に関連して、中央会との更なる負担割合の検討など、一層の努力が必要である。
酒類及び酒類業に関する研究及び調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 特別研究:4課題(麹菌培養環境応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発等) 基盤研究:7課題(酒類の飲酒生理に関する研究、酒類の品質向上に関する研究等) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1期中期目標期間終了時の見直しを踏まえて、引き続き基礎的・基盤的研究への重点化が図られており、多くの分野において、年度計画に沿った良好な進捗を見せている。特に麹菌の総合データベースシステムの開発に当たり、麹菌と近縁な数種の糸状菌の比較ゲノム解析は評価できる。
成果の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 研究等成果の提供等。 <ul style="list-style-type: none"> ➢清酒官能評価講習での活用:3回、35人 ➢ワイン用ブドウ品種の登録 講演会及び講習会への講師派遣:38件 遺伝子資源の提供:31件、200遺伝子資源 刊行物の発行 <ul style="list-style-type: none"> ➢酒類総合研究所報告:700部 ➢広報誌「NRIB(エヌリブ)」:2回、34,000部など 	<ul style="list-style-type: none"> 酒類業界、消費者ともに刊行物の発行等を通じて分かりやすい形で情報提供しており、評価できる。
酒類及び酒類業に関する講習等	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 酒類製造者を対象とした講習の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➢清酒製造技術講習:2回、36人 ➢酒類醸造講習:2回、30人 酒類流通業者を対象とした講習の実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➢酒セミナー:17回、509人 ➢酒類販売管理情報の提供:HP掲載等 など 	<ul style="list-style-type: none"> 受講者数、参加者の満足度が高いことから開催の意義と目標は達成されている。ただし、今後、研修参加費の改定など、収支面での検討を行う必要がある。また、講習生を派遣している酒造業経営者との意見交換を通じて、講習会の内容の企画や共同実施の検討など、更なる経営努力が望まれる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の平成21年度における給与水準については、対国家公務員指数(年齢勘案)で103.4(事務・技術職員)と20年度における同法人の対国家公務員指数(年齢勘案)96.9(事務・技術職員)を上回っている。この理由として、21年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、役付職員の割合が高いこと、法人固有の事情(調査対象職員が少数)が挙げられている。しかしながら、この点につき本法人の貴委員会に対する説明が不十分であったことから、本法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を明らかにすべきである。
- 本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価においては、「契約事務における一連のプロセス」及び「執行、審査の担当者(機関)の相互牽制」についての実態が明らかとなっていないとともに、これら事項に留意した検証が評価結果において言及されていない状況がみられた。今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、法人の実態とともに、評価の結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人造幣局(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:新原 芳明)
目的	貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。
主要業務	1 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。2 貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。7 1から6の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	造幣局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.mint.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	B	A	
(1) 事務・事業の見直し	/	/	/	/	A×1 B×1	A×2	
(2) 組織の見直し	/	/	/	/	A	A	
(3) 保有資産の見直し	/	/	/	/	B	A	
(4) 内部管理体制の強化	A	B	A	A	B	A	
(5) その他	/	/	/	/	A	A	
(6) 組織の再編等	A	A	A	A	/	/	
(7) 業務処理・製造工程の効率化	A	A	A	A	/	/	
(8) 人材の有効な活用	A	A	A	A	/	/	
(9) 経費の削減	A ⁺	A	A	A	/	/	
2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 通貨行政への参画	/	/	/	/	A	A	
(2) 貨幣の製造等	/	/	/	/	A×3	A×3	
(3) 勲章等の製造等	/	/	/	/	A×1 B×1	A×2	
(4) 貨幣の製造等	A ⁺ ×2 A×3	A ⁺ ×1 A×4	A×5	A ⁺ ×1 A×4	/	/	
(5) 勲章等の製造等	A×1 C×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	/	/	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	○	—	○	—	○	
6. 剰余金の使途	○	○	○	○	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	/	/	/	/	/	/	
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	B	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	B	B	A	B	A	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	A	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の第2年度目に当たる平成21年度は、全体的に見て中期目標に沿った展開となっている。当年度は、経費削減に向けた取組みをはじめとする事務及び事業の見直し、組織の見直し、保有資産の見直し等が課題とされているところであるが、これらの課題に対し着実に取り組んできた。
- 固定的な経費の削減については、一般管理費および事務費の効率的使用の結果、前中期目標期間中の平均額に対して16.1%削減、総人件費の削減については、平成17年度実績に対して12.8%削減とともに中期計画を上回るペースで達成されている。契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、一般競争入札の割合は86.7%で目標を上回った。
- 貨幣並びに勲章の製造においては、数量面、品質面ともに、発注者との契約どおりに、確実な製造と納入が行われた。これに加えて、他の業務分野の柱である貨幣セットの販売も好調を維持している。財務状況は、利益面を含めて、全体的には引き続き健全である。懸

案であった品位証明事業についても、公共的役割を果たしつつ採算面に配慮するという課題を達成することができたが、今後の業務展開に当たっては引き続き経営努力が望まれる。

- 環境保全面では、エネルギー消費原単位の引き下げが、貨幣製造量自体の減少から、中期計画の目標にやや届かず、今後の検討が望まれる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事務・事業の見直し	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から、従来造幣局職員が直接行ってきた造幣局IN等の行事における貨幣セット等の店頭販売を民間委託した。 	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣セットの販売についてはこれまで実施している民間委託に加え、貨幣セット等の店頭販売を民間委託するなど、業務全般に渡って経費の節減に努めた。
組織の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度期初の総人員数:978 人(平成 17 年度末人員数に対して削減率 12.1%となり、この時点で中期計画の目標を達成。) 廃止予定宿舎である枚方宿舎2棟のうち1棟については平成 21 年度末をもって廃止し、また、男子寮を平成 21 年度末に廃止した。 	<ul style="list-style-type: none"> 総人員数を平成 17 年度末に対して、平成 21 年度末で 13.0%削減した(目標:平成 18 年度から5年間で10%以上削減)。 職員宿舎については、平成 20 年度に策定した廃止・集約化計画に基づき廃止が行われた。
通貨行政への参画	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 欧州各国の造幣局等を訪問し、偽造抵抗力に優れたバイカラー・クラッド貨幣(2及び1ユーロ貨)の品質管理の状況等を調査した。 	<ul style="list-style-type: none"> バイカラー・クラッド貨幣の品質管理や偽造貨幣の特徴など、海外の貨幣の動向について情報を収集した。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣製造実績:8億 6,905 万枚 平成 21 年度より、市中から回収された 500 円貨について、再使用することが適当な貨幣(2億5千万枚)を選別し、納品(2,600 万枚)した。 	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣の製造量の変更にも柔軟に対応した生産管理の下で、高品質で純正画一な貨幣を、財務大臣の定める製造計画どおり製造し、納品後の返品も実質ゼロを達成するなど順調であった。
貨幣の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣セット販売実績:1,915,366 セット(20 年度:1,421,829 セット) アンケート調査(顧客満足度):4.3(目標:5 段階評価 4.0 以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 記念貨幣の販売は、「天皇陛下御在位 20 年記念」や「地方自治法施行 60 周年記念」を中心に大幅に増加した。 アンケート調査がイベント来場者、購入者に限られており、今後は将来を見据えた、幅広い国民各層を対象とした調査を期待したい。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 勲章等製造請負契約に基づく 27,461 個を確実に製造、納品。 一般工芸品受注・販売実績:38,795 個 	<ul style="list-style-type: none"> 勲章は精巧な技術を持って確実に製造し、内閣府に納品している。
勲章等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明受託実績:263,505 個 「貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラム」に基づく取組を引き続き実施した。 地金・鉱物の分析業務受託実績:65 件 「地金及び鉱物の分析業務に係るアクションプログラム」を着実に進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明等の業務のサービス向上に向けた取り組みを引き続き実施した。 地金及び鉱物の分析業務については、アクションプログラムによる業務改善策を実施した。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 当期総利益:880 百万円 経常収支比率:102.7%(目標 100%以上) 棚卸資産回転率:3.72 回(目標:平成 19 年度実績(2.32 回)を上回る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な経費削減を行った結果経常収支比率、棚卸資産回転率ともに中期計画の目標や年度計画を上回った。
人事に関する計画	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> 内部研修受講者数:956 人(目標 330 人以上) 企業派遣研修受講者数:10 人(目標9人) 	<ul style="list-style-type: none"> 内部研修受講者数と企業等派遣研修受講者数でそれぞれ目標を達成したが、今後は、マネジメント研修の強化、役職員の経営課題の共有など新たな展開が望まれる。
環境保全に関する計画	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> 光熱水量の対平成 20 年度増減率:電気 4.7%減少、ガス 8.9%減少、水道 5.1%減少。 エネルギー消費原単位(前年度比):本局△ 2.88%改善、広島支局 0.46%増加(目標:△1%以上改善)。 	<ul style="list-style-type: none"> 光熱水量使用量は順調に削減している。 エネルギー消費原単位は、造幣局全体で、対前年度比 0.3%減少させたものの、目標の1%減にはやや届かなかつた。貨幣製造量の減少が影響していると思われるが、今後の対応策の検討が求められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人では、「平成 20 年度決算検査報告」(平成 21 年 11 月 11 日会計検査院から内閣宛て送付)において、警備業務契約について予定価格の積算を経済的なものとする必要があるとの指摘を受けており、当該指摘を受け、予定価格の作成基準を改善するとともに、21 年度警備業務契約について契約金額を減額する変更契約を締結する措置を講じている。

しかしながら、貴委員会では、当該指摘を受けたこと及び当該指摘を踏まえ本法人が講じた措置の妥当性等について評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、会計検査院からの指摘等の重要な事項については、厳格な評価を行うとともに、評価の結果において、貴委員会としての考え等を明らかにすべきである。
- 本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価においては、「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方」に留意した検証が評価結果において言及されていない状況がみられた。

今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価の結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人国立印刷局(平成15年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:南木 通)
目的	銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。
主要業務	1 銀行券の製造を行うこと。2 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。3 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。4 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。5 国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷を行うこと。6 1から5の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	国立印刷局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.npb.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
＜総合評価＞	—	—	—	—	—	—	
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	B	A	B	B	B	B	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1) 事務及び事業の見直し	/	/	/	/	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 組織の見直し	/	/	/	/	A	B	
(3) 保有資産の見直し	/	/	/	/	B	A	
(4) 内部管理体制の強化	/	/	/	/	A	A	
(5) 事業運営の効率化目標、その他	/	/	/	/	B	B	
(6) 効率的かつ効果的な業務運営の確立	A	A	B	B	/	/	
(7) 内部管理体制の強化	C	B	B	B	/	/	
(8) 業務運営の効率化に関する指標	A	A	A	A	/	/	
2. 業務の質の向上	B	B	B	B	A	A	
(1) 通貨行政への参画	/	/	/	/	A	A	
(2) 銀行券の製造等	/	/	/	/	A	A	
(3) 旅券、印紙等の製造等	/	/	/	/	A	A	
(4) 官報、法令全書等の提供等	/	/	/	/	A	A	
(5) 銀行券の製造等	A×2 C×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	/	/	
(6) 官報、法令全書等の提供	A	A	A	A	/	/	
3. 予算、収支計画、資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	○	○	○	—	○	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	/	/	/	/	/	/	
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	B	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	A	B	A	B	A	B	
(4) 環境保全に関する計画	A ⁺	A	A	A	B	A	
(5) 印刷局病院	B	B	B	B	/	/	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 主たる業務である銀行券の製造においては、量的にも、質的にも、確実な製造と納入が遂行され、業務運営の効率化も計画どおりに進められるなど、全体的に見て中期計画に沿った展開となっている。
- 業務運営の効率化においては、偽造面などの守秘性に問題を生じさせない範囲で、業務からの撤退・民間への移行や、外部への業務委託に努めており、中期計画どおり進めている。固定的な経費は、7工場すべてにおいて前中期中期目標期間の平均額を下回り、人員削減も総人員数で平成21年度末において平成17年度末比10.2%削減と、ともに中期計画を上回って達成しているが、間接部門の人員数の削減については、中期計画の目標の達成に向け一層の取組みが必要である。虎の門工場の印刷機能の移転による都内工場の再編を進めつつあるほか、大手町敷地、市ヶ谷センター及び久我山運動場の現物国庫納付に向けた手続きを行うなど、組織・保有資産の見直しを着実に進めている。コンプライアンスを含む内部管理体制の強化についても、体制の整備を進めるなど、改善の努力が評価される。
- 東京病院の移譲については、その前提となる病院経営の健全化に注力している。平成21年度においては、目標としてきたキャッシュ・フローベースでの黒字化まであと一步となっており、移譲の実現に向けて、今後の一層の経営努力を待ちたい。
- 業務の質の向上に関しては、偽造動向等の調査を積極的に行い、偽造防止技術に係わる研究・開発から情報収集、提供まで、順調な展開となり、また旅券の製造等の業務や官報の提供についても中期計画に沿って、支障なく行われている。
- 予算・収支計画・資金計画においては、人員の削減や製造体制の見直しからくる効率的な製造により、経常収支率が115%と年度目

標(100%)を上回るなど、利益を含め財務面の健全性がうかがわれる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事務及び事業の見直し	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ製品事業及び情報製品事業においては、民間においても十分対応できると認められる製品からは撤退。 官報については、平成20年度から守秘性に問題がない業務の一部について外部委託を行うとともに、発注に当たっては、すべて一般競争入札等競争性のある契約を実施。 民間調査機関を活用し、政府刊行物サービス・センターに関する調査を行い、今後の方向性を検討。 東京病院については、他の医療機関等への移譲に向けて、協議を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容の見直しを進めて、民間企業で対応でき、かつ守秘性等で支障をきたさない分野の業務から撤退したり、外部委託に努めている。 政府刊行物サービス・センターについては、民間調査機関にも調査を依頼し、検討を進めている。 東京病院については、「平成21年度東京病院運営計画」を策定し、診療体制の強化・大学病院等との連携強化などに努めた結果、病床利用率が向上し、医業収益が増加するなどキャッシュ・フローベースの黒字化まであと一歩(△87百万円)と収支改善が進んでいる。他の医療機関への移譲については、地元自治体との協議を継続的に行っている。
組織の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費は、退職不補充等による労務費の削減や燃料費、委託費などの経費の削減により、すべての工場において前中期目標期間中の平均額を下回った。 平成21年度末総人員数:4,540人(17年度末総人員数(5,056人)に対して10.2%減) 間接部門の人員数については、平成21年度期末は1,757人となり、平成20年度期首に比べ5.6%(104人)削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場別の固定的な経費の削減については、7工場すべてにおいて、中期計画を上回って達成している。 人員削減については、総人員数の削減は順調に進んでいるが、間接部門の人員数の削減については、中期計画の目標の達成に向け一層の取組みが必要である。
銀行券の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画を達成。 印刷部門等における二交替勤務体制による機械稼働及び製紙部門における長期連続操業による機械稼働を継続。 平成16年度から19年度までの実績平均を100とした総合損率の相対比率 製紙部門:99 印刷部門:92 	<ul style="list-style-type: none"> 財務大臣の定める製造計画どおり、年間33億枚の製造・納入を支障なく確実に達成した。 製造工程での品質管理・保証体制の強化を図って機器を導入した結果、総合損率の相対比率について、中期計画で定めた目標を達成した(目標:16年度-19年度実績平均を100とし、製紙・印刷部門ともに100以下 実績:製紙99、印刷92)。
旅券、印紙等の製造等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 旅券の製造に当たっては、二交替勤務体制を継続し、安定的かつ確実な製造を実施。 次期旅券の仕様を検討するため、偽変造・改ざん防止技術を高度化した旅券の試作品を作製。また、ICに係る認証システムについてもプロトタイプを作製し、動作確認を行うとともに、必要な機能要件について整理。 「コンビニエンスストアにおける地方自治体の証明書類の交付(コンビニ交付)」には、真偽判別要素の一つとして国立印刷局の技術が採用された。 	<ul style="list-style-type: none"> 旅券及び印紙の製造は、数量、品質両面とも確実に行われている。 偽造防止技術に関する秘密情報の管理を徹底するとともに、次期旅券仕様の検討など偽造防止技術の高度化に向けた活動にも注力している。 偽造防止技術の各種セキュリティ製品への適用についても取組みをはじめ、コンビニエンスストアにおける地方自治体証明書の発行に印刷局の技術が採用されるなど成果をあげている。
官報、法令全書等の提供等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理の徹底を図るため、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の運用・認証を継続。 官報特別号外(緊急官報)の製造訓練を実施(9月)。国の原子力総合防災訓練時についても、官報特別号外製造訓練を実施。 官報訂正記事箇所:100ページ当たり50(前中期目標期間の実績平均値を100とした相対比率) インターネット版官報の公開期間を拡大(30日間)。 	<ul style="list-style-type: none"> 官報の迅速かつ確実な製造と緊急事態発生時への対応体制の強化に努めている。 官報の訂正記事箇所数について、中期計画を大幅に上回って達成(計画:前中期目標期間の実績平均値(100ページ当たり)を100とし、毎年度100以下、実績:50)したほか、インターネット版官報の利用者へのサービスも向上させた点は評価できる。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支率:115%(目標100%以上) 営業収支率 セキュリティ製品事業:110% 情報製品事業:128% 当期純利益:7,859百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 人員の削減及び人件費以外の経費の削減に努め、採算性を向上させた結果、経常収支率は中期計画の目標(100%以上)を上回る115%、事業別の営業収支率はセキュリティ製品事業は約110%、情報製品事業は約128%といずれも前年度を上回った。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価においては、「審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が評価結果において言及されていない状況がみられた。今後の評価に当たっては、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価の結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中井 昭夫)
目的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。
主要業務	1 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 2 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	日本万国博覧会記念機構分科会(分科会長:橋本 介三)
ホームページ	法人: http://www.expo70.or.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 「2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」の評価について、H15年度は公園事業、基金事業ごとに評価を実施。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を付している。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務の効率的処理	A×7	A×7	A×7	A×7			
(2)共通事項					A×2 B×2	A×3 B×1	
(3)公園に関する事項					A×2 B×1	A×2 B×1	
(4)基金に関する事項					A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	B	A	A	A	
(1)利用者に対するサービスの向上	A×4	A×3 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1			
(2)環境保全への積極的な貢献	A×2	A×2	A×2	A×2			
(3)環境保全に関する計画の策定	A	A	A	A			
(4)地域社会への積極的な貢献	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3			
(5)効果的な助成金の交付	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2			
(6)助成金交付の選定手続き等における客観性及び透明性の確保	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1			
(7)公園に関する事項					S×1 A2	S×1 A×2	
(8)基金に関する事項					B×2	B×2	
(9)公園事業への繰入れの拡大					B	B	
(10)基金の管理及び運用における客観性及び透明性の確保	A×2	A×2	A×2	A×2	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)公園に関する事項					A	A	
(2)基金に関する事項					-	-	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の譲渡・処分	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	A	-	A	-	-	
7. その他業務運営に関する事項	A	B	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)公園整備等に関する計画	A	B	A	A	A	A	
(3)公園内の安全管理					B	A	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 日本万国博覧会開催40周年記念事業として、多彩な記念事業が行われたほか、利用者ニーズや潜在ニーズに関する定期的な動向調査、これらを素早く反映させた多彩なイベント企画、広報の拡充・改善等を行った結果、入園者数及びスポーツ施設等の利用件数は高い水準であった前年度からさらに増加し、入場料収入は年度計画を上回った。
- 再任用職員の非常勤化、超過勤務手当の抑制等の取組みにより、人件費削減については中期計画を上回る削減を達成しているほか、経費の削減についても、競争的な契約の徹底等により、中期計画を上回る削減を達成している。
- 公園事業は、「都市の環境再生型モデル公園事業」として独自の発展を遂げている。
- 自然の森再生、イタセンパラやオオタカなどの希少種の保全、剪定などの有機廃材の完全循環型の公園づくり、大規模な太陽光発電の導入、地域ボランティア・教育関係者・大学などの重層的かつ広範囲な連携による公園を舞台にした環境教育の実施、NP法人・ボランティア・市民による花壇などの公園づくり、民間・NPO法人の企画による多彩な市民参加型イベントの定着、四季折々の花が絶えない公園など、その成果に、環境問題に悩む世界の注目が集まっている。平成21年度は、これらの高度な活動

を着実に前進させた上に、日本万国博覧会開催 40 周年の多彩な記念事業を成功させて、文化の情報発信元年にもなったことは高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 総人件費を除く一般管理費が 1,975 百万円で年度計画を上回る削減となっている。 18 年度に対する削減率は△4.7%となり、目標に対して十分な進捗状況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争的な契約の徹底、NPO 法人等民間のノウハウの活用により、一般管理費の削減については、年度計画を上回る削減となっており、中期計画に対しても、十分な進捗状況となっている。
公園敷地の有効活用等	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> これまでに社会福祉施設の用地として4件の貸付契約を締結しており、これによる21年度の貸付料収入は約 53 百万円。 ネーミングライツの売却については、万博記念競技場を対象に利用団体と検討してきたが、協議は進展させることはできなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園敷地の有効活用の観点から、未利用地の貸付を行い、安定的な収益の確保に寄与している。また、少額ではあるが新規貸付が行われたことは評価できる。 ネーミングライツについては、施設利用団体側の事情もあるが、特に新しい展開はなく、今後の交渉の進展を期待する。
公園に関する事項 (利用者に対するサービスの向上)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ①春季と秋季の来園者アンケート調査、②四季折々のイベント開催時の来園者アンケート調査、③機構ホームページ上のアンケート調査、④公園ボランティア活動者への聴き取り調査、⑤オールパスポート会員への聴き取り調査及び⑥自然文化園各ゲート、日本庭園並びに総合案内所に意見箱を設置するなど、3,849 人の来園者の声を適宜把握し、適切な対応を行った。 平成 20・21 年度のアンケート調査結果を踏まえ、ハード面の施設整備では、日本万国博覧会の遺産施設の修復と活用、エキスポランド跡地の施設整備、便益施設の整備及び機能アップを実施した。また、ソフト面では新規イベントの展開や電子情報媒体のソフトの充実等を積極的に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 園内各種施設、大学、民間放送会社などの連携を活発に行い、多様な手法を駆使して利用者ニーズを把握、情報発信することにより、入園者数、スポーツ施設利用件数は、ともに前年度を上回り、年度計画を大きく上回っている。また、日本万国博覧会開催 40 周年記念事業として、鉄鋼館のリニューアルオープン等、多彩な記念事業が行われた。 利用者ニーズや潜在ニーズの動向を定期的なアンケートやヒアリング調査等によって把握し、多彩なイベントの企画や広報の拡充・改善など、サービスの改善に素早く生かす公園運営の仕組みがしっかりと根付いてきており、特に優れた成果をあげていると評価できる。
基金に関する事項 (助成金の交付に係る選考手続等における客観性及び透明性の確保)	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業の条件や対象となる費目などを記載している募集要項に、助成金交付申請の記載例をまとめた申請書類記入要領を合冊し、平成 22 年度の募集を行った。 国内事業の実地調査については、当初 10 件の調査先を選定したが、助成事業の成果等の確認や助成事業者の要望や意見を的確に把握するため、さらに 7 件の調査先を追加(合計 17 事業)し、調査の充実を図った。 国外事業については、韓国(高麗大学校)へ赴いて実地調査を行ったほか、各国の在外公館を通じて、過去の助成事業により取得された財産の現況調査を外務省に依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> 募集事業全体の質の向上に向けて、説明会の実施や広報先を広げるなど適切に実施している。また、実地調査を増やしたり、万博表示の未表記者への助成減額などを進めてきている。 しかしながら、実地調査については、調査内容や成果に対する検証について改善の余地が大きい。より多くの情報や意見を集めることで、助成が何をもたらしたのかについて国民への説明責任を果たすべきである。
基金の運用及び管理における客観性及び透明性の確保	2(10)	<ul style="list-style-type: none"> 基金の管理運用にあたっては、より効果的な運営に努め、責任体制を明確化するため、内部組織体制の整備、運用方針の決定、毎月開催の「債券運用会議」における運用資産明細表の報告に取り組んできた。 基金の管理・運用については、規程に基づき適正な管理・運用に努めた。また、透明性確保の観点から、基金の運用状況や運用益の使途について、ホームページで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 基金の管理及び運用を適正に行うとともに、責任体制を明確にするため、役員及び幹部職員による「債券運用会議」において、債券運用方針を決定している。 「債券運用会議」を毎月開催し、前月分までの運用資産明細表により、債券の償還、再運用、利金収入の状況や助成金の支払い状況等を報告している等、客観性及び透明性の確保に十分配慮しているものと認められる。
公園内の安全管理	7(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国立民族学博物館等の公園内施設及び公園管理業務受託者と連携して公園安全管理の向上を図るため、万博記念公園安全管理連絡会議を開催した。 駐車場管理運営等の受託者の決定に当たっては、安全確保・危機管理体制の確立を重要な審査項目として受託業者を決定するとともに、契約・仕様内容においても安全にかかわる条項を明確に記載した。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の重大事故発生の反省に立って、施設整備・運営、イベントの受託者、企画提案、及び、落雷などの自然災害から事故に至るまで、安全管理の徹底が図られ、それらの取組を HP で公開するなど、安全管理体制の維持及び安全教育の徹底に真摯に取り組んでいると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	農林漁業信用基金分科会(分科会長:首藤 恵)
ホームページ	法人: http://www.affcf.com/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。ただし、2段階評価が適当な項目については○×による評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	B	
(1) 事業の効率化	B	B	A	A	A×1 B×3 C×1	A×1 B×4	
(2) 業務運営体制の効率化	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	B×2	
(3) 経費支出の抑制	A	A	A	A	A×3	A×3	
(4) 内部監査の充実	B	A	B	A	B	A	
(5) 内部統制機能の強化					A×1 B×2	A×1 B×2	
(6) 評価・分析の実施	B	B	B	B	B	A	
(7) 情報システムの整備	B	B	B	A	B	A	
(8) 調達方式の適正化					A×1 B×3	A×4	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	B	A	A	
(1) 事務処理の迅速化	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	A×3	A×1 B×2	A×2 B×1	
(2) 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×3	A×3 B×1	
(3) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×3	A×4 B×1			
3. 財務内容の改善	B	B	B	B	B	B	
(1) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定					B×3	A×2 B×1	
(2) 引受審査の厳格化等					A×1 B×4	A×4 B×1	
(3) モラルハザード対策					A×2 B×1	A×3	
(4) 求償権の管理・回収の強化等					B	A	
(5) 代位弁済率・事故率の低減					A	A	
(6) 基金協会及び共済団体等に対する貸付け					B	A	
(7) 資産の有効活用					B	B	
4. 予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	—	B	B	
5. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
6. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
7. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	—	—	—	—	B	B	
(1) 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)					A×1 B×2	A×1 B×2	
(2) 積立金の処分に関する事項					○	○	

8. 施設及び設備に関する計画	—	—	—	A		
9. 人事に関する計画	A	A	B	B		
10. その他						
(1) 人事に関する計画						
(2) 積立金の処分						

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 21 事業年度は、第2期中期目標期間の2年目であるが、その実績を踏まえると、中期目標を十分に達成することが見込めると評価する。
- 農業保険金の支払額の減少に起因して事業費総額は計画削減率を十分に下回っているほか、人件費や一般管理費についても目標を上回る削減がなされた。また、信用保証・保険業務について、大口引受審査の厳格化、部分保証の実施、林業におけるサービスの活用など、効率化に向けて様々な取組を継続して実施したことは評価できる。さらに、内部監査について、内部監査計画を策定し手続書を整備するなど、内部監査の充実は評価できるが、今後はフォローアップの方法・時期などについての一層の改善を期待する。
- 事務処理の迅速化について、標準処理期間内の処理目標を達成していることに加え、関係機関との事前協議や情報共有の努力を評価できる。また、ホームページなどを用いた国民一般への情報発信やアンケート調査による利用者からの情報収集等に関する努力が適切になされるなど、一定の評価ができる。
- 大口保険案件の事前協議やモラルハザード対策、求償権回収の強化については評価できるが、保証・保険料率へのリスクの勘案について十分に説明できるものとなっておらず、一層の改善を期待する。
- 社会的役割に鑑み「民にできないこと」を明確にして業務範囲を見直し、執るべき措置を考える姿勢が望まれ、事業仕分けによる低利預託原資貸付の制度設計の見直し等も視野に入れた業務運営を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費について19年度予算対比で24.0%の減少(削減目標5%)。 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務について、引受審査の厳格化、部分保証の実施等の取組を実施。 など	<ul style="list-style-type: none"> 事業費は削減されているが、自助努力の面よりも他律的要因による面が大きいと考えられ、効率化につながっているかは判定しにくい。 大口引受審査の厳格化、部分保証の実施、林業におけるサービスの活用など、効率化に向けて様々な取組を導入したことは評価できる。 など
経費支出の抑制	13)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について 19 年度予算対比で 33.3%の削減(削減目標6%)。 人件費について17年度決算対比で14.2%の削減(削減目標4%)。 など	<ul style="list-style-type: none"> 目標、計画に沿って様々な面で経費支出削減に取り組んでいる点は評価できる。 人件費削減は一定の評価ができるが、一層の努力を期待する。 など
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各業務に関し、標準処理期間内に処理された件数の割合は全てについて目標(8割以上)を上回った。 など	<ul style="list-style-type: none"> 目標は達成されているが、標準処理期間を普段に検証していくことを期待する。 など
適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 保険料率算定委員会及び保証料率算定委員会を開催し比較分析を行った結果、保険料率・保証料率の見直しは行わず、経済情勢等の動向を注視することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な制度の安定を見据えての料率の設定を常に考えるべきであり、基本的な対応姿勢は評価できるが、適正な資源配分のためには、可能な限りその時々々の経済情勢等に対応したリスクプレミアムを算定する必要があり、一層の努力を期待する。
引受審査の厳格化等	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 農業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議件数は 600 件。大口保険金請求対象案件 25 件についてすべて事前協議を実施。 漁業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議件数は 48 件。大口保険請求対象案件 106 件についてすべて事前協議を実施。 など	<ul style="list-style-type: none"> 基金協会との事前協議を実施し、審査の厳格化と基金協会との情報共有に努めており、一定の評価はできる。 基金協会との事前協議を実施し、審査的的確化のために基金協会との情報共有を推進するなど、一定の評価ができる。 など
求償権の管理・回収の強化等	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 21 年度の回収実績は 4,664 百万円(目標 4,489 百万円、達成度合い 103.9%)。回収実績向上のため、基金協会との連携強化に努めたほか、債権回収業者(サービサー)との個別打合せ回数を増やす等の取組を行った。 など	<ul style="list-style-type: none"> 回収金の実績等については一定の評価ができるが、林業信用保証業務に係る回収実績の改善に向けて一層の努力を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:澤田 正晴)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴う必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	奄美群島振興開発基金部会(部会長:横山 彰)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第一期中期 目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	B	A	A	A	A	
(1)業務運営体制の効率化	A	B	A	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	A ⁺	B	A	A	A	A	
2. 業務の質の向上	B	B	A	A	A	A	
(1)保証業務	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(2)融資業務	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	
(3)保証業務、融資業務共通事項	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	C	C	C	C	C	C	
(1)財務内容の改善①(保証業務)	C	C	C	C	C	C	
(2)財務内容の改善②(融資業務)	C	C	C	C	C	C	
(3)財務内容の改善③(余裕金の運用)	A	B	B	B	B	B	
(4)予算、収支計画及び資金計画	C	B	C	C	C	C	
4. 短期借入金の限度額	○	—	—	—	○	—	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
8. 人事に関する計画	A	B	B	B	B	B	
9. その他業務運営に関する事項	A			—	A		

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、業務運営の効率化や業務の質の向上、人事に関する計画については努力と成果が認められるものの、財務内容及び予算、収支面では大きな課題が残っており、更なる改善方策の検討が必要である。
- 業務運営の効率化については、全体として、順調に年度計画を達成しており、随意契約の見直し等、調達方式の適正化の取り組み、職員研修の実施、コンプライアンス体制の充実に加え、一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績を上げる等、業務の合理化・効率化を積極的に実行している。特に、対国家公務員ラスパイレス指数については、過去5年間は101以上であったのに対し、21年度は96.2と前年度に比して5.2ポイントの大幅な改善がなされている等、業務の合理化・効率化に向けた取り組みを実施していることは高く評価できる。
- 業務の質の向上については、標準処理期間内の事務処理と中小企業信用情報データベースの活用等に努めている他、貸付対象事業の実施状況の確認を適切に行うため、個別融資先に対し、事業完了報告に係る説明資料を徴求し、また、実施確認等の事業完了確認事務を徹底して行っている。また、利用者等の利便性向上のため、情報提供やコンサルタント機能の充実による利用者ニーズの把握も着実に実施されているが、業務実績に効果的に反映するため、更なる工夫の余地がある。
- 人事に関する計画については、概ね順調に達成しているが、今後とも適切な人員配置を行い職員の士気を高めるような業績効果を見据えた対応が必要である。
- 一方、財務内容については、リスク管理債権残高は、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み等により昨年度より減少し、計画を達成しているものの、経済状況の悪化等により、リスク管理債権割合、回収率については、計画未達成となっている。今後は、第二期中期計画の達成に向けて、当基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを加速し、財務の健全化を実現する必要がある。
- 予算、収支面での実績については、計画を下回ったことに加えて、収支が赤字となっており、収支の改善に結びつくような対策を検討する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営体制の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 年間延べ 20 名の通信講座の受講及び外部機関の研修を実施。 コンプライアンス・プログラムを作成・配布し、コンプライアンス委員会(開催回数5回)で協議を行うとともに、役員会への報告等を通じコンプライアンスの徹底に努めた。 競争入札の実績なし。随意契約は4件、3,689千円(20年度4件、4,154千円)、企画競争・公募は1件、3,465千円(20年度1件、8,400千円)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修の実施、コンプライアンス体制の充実、随意契約の見直しなど、業務の合理化・効率化に向け、少人数で工夫しながら、各指標とも概ね順調に達成しており、効率的な組織に努めていると評価できるが、総合評価方式の要領作成及び再委託の措置状況に関する規定整備を行う必要がある。
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は対 20 年度計画比で△14.6% (目標3%)。 総人件費は対 17 年度比で△17.9%(目標4%)。 対国家公務員ラスパイレ指数(事務・技術)は96.2(20年度101.4)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び総人件費の削減については年度計画を上回る実績を上げている。特に、対国家公務員ラスパイレ指数については、21年度は96.2と前年度に比して大幅な改善がなされている。また、福利厚生費についても法令上必要な支出のみであり、問題は認められない。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は89.5%(76件中68件)。 関係金融機関との情報交換を随時行ったほか、保証申込の全案件について中小企業信用情報データベースシステム(CRD)による事業者の財務諸表の分析、スコアリングを行い、結果等を保証の審査項目として活用。 鹿児島県主催の「中小企業融資制度研究会」での協議、奄美基金主催の「保証業務関係者会議」での意見徴収・交換等を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切であるかどうか内部で検討し、22年4月からの保証制度等の改善に活かした。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は計画を達成している。また、金融機関との情報交換、CRDの活用による財務諸表分析、スコアリング分析も計画通り行われている。 「保証業務関係者会議」を開催しその協議を踏まえて改善に生かす等、適切な保証条件の決定に向けた調査・検討及び見直しが諮られており、年度計画を順調に達成している。なお、適切な保証条件の設定に留まらず、保証対象事業の実施状況の確認を適切に行うために、関係金融機関との情報交換を随時行っている。
融資業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間内に処理を行った割合は97.8%(91件中89件)。 関係金融機関との情報交換を随時行ったほか、融資申込の全案件についてCRDによる事業者の財務諸表の分析、スコアリングを行い、結果等を融資の審査項目として活用。 株式会社日本政策金融公庫の金利情報を毎月入手するとともに、奄美基金主催の「融資業務関係者会議」での意見徴収・交換等を行い、現在の融資制度、融資条件等の設定が適切であるかどうか内部で検討を行った。 個別融資先に対する事業完了報告に係る疎明資料の徴求、実地確認等事業完了確認事務の徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての案件を標準処理期間内に処理し、事務処理の達成度割合を満たしている。関係金融機関との情報交換、CRDの活用も適切に行われている。 リスク区分に応じた段階的な金利設定を行い、融資メニューの活用を図るなど、適切な貸付条件の設定に向けた調査・検討及び見直しが行われており、年度計画を順調に達成している。なお、適切な貸付条件の設定に留まらず、貸付対象事業の実施状況の確認を適切に行うため、個別融資先から事業完了報告に係る説明資料を徴求し、また、実施確認等の事業完了確認事務を徹底して行っている。
財務内容の改善①(保証業務)	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合は48.0%(計画40.0%、20年度実績46.7%)。 求償権回収率は4.4%(計画5.3%、20年度実績3.8%)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合や求償権回収率については、年度計画を大幅に下回っている。経済状況の悪化等の影響もあるものの、改善に向け努力を行うとともに、更なる改善方策の検討が必要である。
財務内容の改善②(融資業務)	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合は47.0%(計画43.2%、20年度実績46.3%)。 リスク管理債権回収率は8.1%(計画8.4%、20年度実績7.3%)。 21年度末における繰越欠損金は5,055百万円(20年度末より17百万円増加)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権は減少したが、それ以上に貸付残高が減少したため、リスク管理債権割合が悪化しており、年度計画を下回っている。また、求償権回収率も年度計画を大幅に下回っている。経済状況の悪化等の影響もあるものの、改善に向け努力を行うとともに、更なる改善方策の検討が必要である。
予算、収支計画及び資金計画	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 収入総計 3,007 百万円(計画 3,907 百万円)、支出総計 2,559 百万円(計画 3,400 百万円)。 総利益総計△17 百万円(計画 65 百万円)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 予算及び収支が保証、融資業務ともに計画を下回ったことに加え、収支が赤字となっており、繰越欠損金を更に増加させていることから、何らかの業務上の改善を検討し、財務内容の健全化に取り組む必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:島田 精一)
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	住宅金融支援機構分科会(分科会長:川口 有一郎)
ホームページ	法人: http://www.jhf.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>				
1. 業務運営の効率化	A	B	B	
(1)組織運営の効率化	B	B	B	
(2)一般管理費等の低減	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3)業務・システム最適化	A	A	A	
(4)入札及び契約の適正化	B	B	B	
(5)業務の点検	B	B	B	
(6)積極的な情報公開	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	
(1)証券化支援業務	A×3 B×5	A×2 B×5 C×1	A×4 B×5	
(2)住宅融資保険業務	A×1 B×2	A×1 B×2	B×3	
(3)住情報提供業務	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	
(4)住宅資金融通業務	A×2 B×1 C×1	A×1 B×2 C×1	B×2 C×2	
(5)団体信用生命保険等業務	B	B	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	
(1)収支改善	B	C	B	
(2)繰越損失金の低減				
(3)リスク管理の徹底	A×1 B×4	B×4 C×1	B×5	
(4)予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	
4. 短期借入金の限度額	○	○	○	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	○	○	○	
6. 剰余金の使途	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	A	B	B	
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	—	
(2)人事に関する計画	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3)積立金の使途	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

- 業務の効率化に取り組んでおり、一般管理費やシステムコストの削減など多くの項目において中期計画策定時の想定を上回る進捗を見せている。また、業務の適正化にも努めており、融資審査のモニタリングを実施するなど、適切な融資審査の実行に向けた取り組みを行っている。これらの取り組みを引き続き継続することに加え、入札・契約の適正化などにおいてもさらなる業務の効率化、適正化が望まれる。
- 一部の融資及び債券募集に関連する業務においてガバナンスに不備があったことが外部からの指摘などで明らかになった。組織運営のさらなる適正化に向けて、実効性のある内部統制の確立に向けた検討を行うなど改善の努力が必要である。
- 証券化支援事業でのリスク管理債権比率が想定以上の高まりを見せるなど、リスク管理上の問題が生じていることにも留意する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 一般管理費は対平成 18 年度比で▲15.3% (目標▲15%)。 • 全額繰上償還請求債権に占める債権回収会社を活用したものの割合は 86.1%(20 年度 81.0%)、債権回収会社による回収金額は 2,053 億円(20 年度 1,937 億円)。 • 22 年度以降に業務委託する債権回収会社の選定を一般競争入札(総合評価落札方式)により 937 百万円削減。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一般管理費の 15%削減の中期目標を2年前倒しで達成しているほか、債権回収業務の業務委託手数料を縮減するなど、一般管理費等の低減は順調である。 <p style="text-align: right;">など</p>
証券化支援業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 21 年度に証券化支援業務に参入した金融機関(1機関)との間で協定書を締結。メガバンクやモーゲージバンク等 40 機関のヒアリング等を実施。 • 瑕疵保険制度の検査等を適合証明の中間現場検査に代替する措置、住宅性能表示制度に基づく建設住宅性能評価書を適合証明の竣工時の現場での検査に代替する措置を導入。 • 標準処理期間内に処理した件数シェアは 80,336 件中 67,656 件の 84.2%(20 年度は 38,785 件中 31,416 件の 81.0%)。 • 融資率上限の引上げ、借換融資の対象化、優良住宅取得支援制度の拡充等を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 取扱金融機関の融資審査のモニタリング、瑕疵保険制度の検査による現場検査の省略など合理化に努めている。 • 標準処理期間内の処理件数の実績は、すでに中期計画を達成しているが、前年度よりもさらに実績を向上させており順調である。 • 経済対策などへの適切な対応による融資率上限の引き上げ、その他の対応策の実施は評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
住宅資金融通業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • バリアフリー対応賃貸住宅融資について、会計検査院の実地検査の結果、融資条件の履行確認を行っておらず、貸付条件違反が常態化していること、また当該条件違反の事態の看過等が原因で対象物件における高齢者の入居率が著しく低い状況となっていることが判明。 • マンションすまい・債による資金調達において、認可額を上回る債券発行を行い、住宅金融支援機構法に違反する事態が生じ、理事長が国土交通大臣より嚴重注意を受け、変更認可申請及び変更届出を提出。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • バリアフリー対応賃貸住宅について貸付条件違反が常態化するなど、事業実施上の要件に関する継続的モニタリングの仕組みがとられていないのではないか。問題への対応が急務。 • 今回の法令違反は実質的な損害は生じるものではないが、キャッシュフローの管理能力への疑念や、ガバナンスの問題がある。申し込みの実績情報の適時の徴収と認可額を超えそうか否かの判断を適時に行う仕組みを構築し、法令に基づく手続きの遵守を徹底するための取り組みが必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- バリアフリー対応賃貸住宅融資については、「平成 20 年度決算検査報告」(平成 21 年 11 月 11 日会計検査院から内閣宛て送付)において、融資物件の多くが入居者募集開始時までに高齢者円滑入居賃貸住宅の登録がされておらず、高齢者の入居の機会を狭めている結果として、高齢者の入居者等が少ない旨の指摘を受けたところであり、これについて、貴委員会の評価結果では、「バリアフリー対応賃貸住宅について貸付条件違反が常態化するなど、事業実施上の要件に関する継続的モニタリングの仕組みがとられていないのではないか。問題への対応が急務。」として、C 評定としている。
また、平成 21 年度に発行されたマンションすまい・債による資金調達において、あらかじめ認可した額を約6億円(発行認可額の1パーセント)上回る債券発行を行い、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号)に違反する事態が生じたところであり、これについて、貴委員会の評価結果では、「法令に基づく手続きの遵守を徹底するための取組を行う必要がある。今回の法令違反は実質的な損害は生じるものではないが、キャッシュフローの管理能力への疑念や、ガバナンスの問題がある。申し込みの実績情報の適時の徴収と認可額を超えそうか否かの判断を適時に行う仕組みを構築し、法令に基づく手続きの遵守を徹底するための取組が必要である。」として、C 評定としている。
これらのことを踏まえ、今後の評価に当たっては、是正措置の取組状況及び再発防止のための取組状況を業務実績報告書等で明らかにした上で、その取組が着実に実施されているかについて、評価を行うべきである。